

△資料翻刻▽ 『芸備孝義伝』三編 (十六)

鈴木幸夫

〔題名〕 芸備孝義伝 三編 三次 卷十六

芸備孝義伝 三編 卷十六

備後国三次郡

五日市八五郎妻きぬ

五日市善吉

五日市胡町仙次郎

牧原左平次妻たみ

戸河内村久右衛門

森山中村十蔵

上川立村庄右衛門

西野村保右衛門

青河村吉蔵

同村庄六

同村源太郎

藤兼村武三郎同子喜兵衛

芸備孝義伝 三編 卷十六

森山西村藤蔵

十日市もん

同太歳町社人下野

三原村伝十郎夫婦

東酒屋村長右衛門

横谷村兵兵衛

上志和地村勘七 (目録オ)

同村助十郎

三原村権七

同村伝兵衛

同村徳兵衛

(目録ウ)

三次郡

○五日市八五郎妻きぬ

きぬハ善七が女なり、十六のとし八五郎が妻となる、舅次郎右衛門ハ代官所の小人にて、少しばかりの口俵をうつけけれど、外に定まれる生産なれば、夫八五郎ハ備作をなし、またこの郡の年租を納るころハ、蔵中背といふをもなして世を渡りけるが、きぬこの家に来りてより日夜身をくたさき、丈夫の事までも (1オ) なしはたらきて生理をたすけ、舅をいづくしミ夫を敬ひ小姑をしたしむことまた厚し、後家口多くなりしかど、かれ一人のやさしきより一家皆和らぎむつまじ、舅六十にあまり中風をやミて、歩行言語も心に任せざるに及びてハ、きぬ殊にこゝろをそへ、起臥をたすけ夜もやすく寝ることなく、足腰をなで、あるはくさぐくの物がたりして慰め、二便のたすけより穢れたるものを洗濯ぐまで、さらに人の手を飯ることなし、されバよく舅の心にかなひて、介保のことに専らきぬに (1ウ) のミまかせ、少しも側を去らしめず、或日きぬが父の年忌なりとて、親里より八五郎をはじめ家人をミナ招きしことありしに、きぬハたゞ父が墓にのミ詣で、里がへりもせざりし、舅が看病のおろそかならんことを恐れてなり、舅ハ藤に臥す

こと五とせの久しきを経て病に心ひがミ、時として理なきことのみいひしかど、きぬハ憂き色をだにあらはさず、最まめやかにつかへければ、寛政十二年申の八月鳥目五貫文を給ひて其行を賞せらる、舅死せし翌年なり、文化二年丑の「(2才) 閏八月、先公天祐遊弋の時召見給ひ鳥目一貫文を下されける、院殿遊弋の時召見給ひ鳥目一貫文を下されける、

○森山西村藤蔵

藤蔵が父貞六ハもと伊賀和志村のうまれにて、家甚貧かりしが、生質篤実にして、耕作のいとまにハ木匠をなし、昼夜となく勉勵ミ、妻もまたよくかせぎ働きければ、や、家産を取なほし、遂にこの村に移來り、家畑を買得て住けるに、世を早くせしかば、藤蔵その業をうけ継ぎ力を尽して母に孝養をなしぬ、母酒を「(2ウ) 嗜ミければ、常にたくはへ置てこれをす、め、寺まうで又ハ隔りし処に行ことあれば、いかに事しげき時ととも、その帰る頃をはかりてかならず迎にゆき、いつも温めし酒を小罈に入れ杯そへて袂にし、途すがらこれを進て慰めける、のち母病に罹りて苦しミければ木匠の業をやめ、農事をも妻子にゆだね、おのれハ常に家にありて看病し、医療さまぐく尽せしかど、病ますく加ハり足立ざるのミか、全身を痛みて日夜たゞ火闇にのミ倚か、り横に臥すことあたはず、衾を身にかくるさへ」(3才)

〔挿絵第一回〕(3ウ)

痛に堪ざりければ、藤蔵千々に意をくバリ、背どほりへ厚く綿をいれし綿衣をつくりて母が背をおほひ、猶腰の冷なんことをおそれ、母が後に曲臥しておのが着たるものを母が腰にまきあて、寒さをふ

せき、終宵眠ることなし、かくすること秋の半より明年の夏まで怠ることなし、また母が両便に穢れたる衣類などを、日々川へ持ちゆきて洗ひけるを、見る人、これらハ妻にこそなさしむべき事なりといひければ、されバ妻も、そのことハ常に願ひさふらへど、つくく思ひめぐらし「(4才) 侍るに、わが身生れおちてより三四歳まで、母の懐をけがせしこと数かぎりなれば、今母の穢れたるものを人の手にかくるハ心ならずと答しとなん、時としてハ母が心の慰むこともやあらんと、近所の仏事などに背負ひてつれゆきけるが、なほその痛に堪ざりしかば、輦子をつくりて乗せばやと思ひ、竹をわり板など取あつむるを、母見て、そハわれらがごときもの、乗るべきものにあらずといひければ、藤蔵またいなむ色なく、その成しかけしを其ま、うち捨置けるとぞ、郡吏「(4ウ) かれが孝なるを聞て、ある時その家にいたりしさまを尋しに、母のいへるハ、わが身かく病みて久しくうち臥し、夜も熟睡することあたはず、藤蔵側において終夜寝もやらず意をくばりて看病すること、既に七月にも及び侍れば、わが子ながらも堪がたく、また疲のいで、病みなんことをおそれ、用事あらバ喚べし、側を退てやすらへよといへど、母人の側をはなれてハ暫時も心やすからず、宵の間に眠りさふらへばいさ、かもつかる、ことなし、更にこゝろおき給ふなとまうす、我身「(5才) かゝる劫病にぐるしミぬれど、又かゝる子をもちしハいかなる果報ものなるやと、われながら心嬉しくさふらふと、涙を流して答へしとなり、藤蔵少き時ハ女色にまよひ父母の心を痛めしこともありしが、後にこれを悔ひ、今も父のながらへなば、いかにして不孝の罪万分の一をも償ふべき

に、今更いかにおもふともかひなき事なりと、常々人に語りてふかく歎きしとなん、母世を去りし後、文化七年午の五月鳥目七貫文給ひてその孝を旌ハさる、」(5ウ)

○五日市善吉

善吉ハ広島ひろしまの産うまれにて源九郎といふもの、二男なり、九歳の時三次町方の小人善兵衛が養子となる、善兵衛ハ生質拘執うまれつきじぎゅうにしてつかへがたきものなるに、善吉よく承したがひ、そのつかへの至れること成人にもおとらず、長なるに随ひますく孝養をばげミ、妻をめとりし後も、両親にす、むる飲食ハ皆ミづからはからひ、酒も日毎にまゐらせて老の樂をかくことなし、この地ハ他にまさりて寒さ烈しきに、足袋はくこともせず、」(6オ) おのれハいたく節儉を守り、親の養のゆたかならんことをのミねがひける、また上をうやまふこと深くして務をおこたらず、人と交ることも懇なりければ、人ミな愛し親ミぬ、賞して銀百目を給ふ、文化十四年丑の十二月の事なり、」(3)

○十日市もん

もんハ林右衛門が女なり、幼より父母につかふること甚あつく、十四歳にして人に適けるが、はやく寡となりて親の許にかへりしに、年なほ少ければ、親類より」(6ウ) 再嫁をす、め、両親も同じ心なりしかど、もんかたく節義をまもり、再び嫁することありてハ、過し夫に対して心ならぬことなれば、たゞ親のもとにありてつかへを厚くし、父母の先途をも見とゞけばやと願ひさふ

らふとて、かつて肯ハざりしを、父しひて嫁せしめしに、猶その志を變へず、幾ほどもなくしてまた家に帰り、平生かりにも物見遊びなどに出ることなく、たゞ親の養にのミ心を尽せり、父はてし後ハ妹に婿養子し、また林右衛門と名のらせて家を継しめ、おのれハ母への」(7オ) つかへを専とし、母寺詣することあれバ後れ先だちてこれをたすけ、夜ハ衾の厚薄を考へ、さまざまにこゝろを配りて保養ひぬれど、母ハ年を逐てますく衰へ、病さへそひていと頼すくなく見えければ、ひとしほ心力をつくし、昼夜帯をとかず、暫時も側をさらずして介保せしが、遂に空しくなりぬ、歳八十余なり、かくて林右衛門もまた病て死し、その子禎助いとけなくて家もちりぐくなるべかりしを、もん力のかぎりはたらきて生理をつなぎ、禎助をも護たて、己が齢も既に六十に過たり、」(7ウ) かれ少きより身を守ること正しく、あはれミの心も深くして、奴婢出入のものもミなそのなさに懐きしとぞ、文政四年巳の六月鳥目五貫文を褒賜し給ふ、」(4)

○五日市胡町仙次郎

仙次郎ハ弥三次が子なり、母ハ久しく病に臥し、後ハ痿躄となりて起居兩便もおのが意にまかせず、父ハ傘匠にてその業をばげミ、家の事さらにはからふ隙なし、時に仙次郎八九歳なりしが、常に母が左右を離れず、朝ハはやく起て食物をと、のへ湯薬をまらせ、なで」(8オ)

〈挿絵第二図〉(8ウ)

さすることまでも、およそ己が身にかなへる事ハ力のかぎり尽さ

ずといふことなし、折ふし人のもとにゆきて菓子など給ハることあるに、他の児輩ハその坐にて食つくしけれど、仙次郎ハ尽く懐にし歸りて母にす、めぬ、日々書師の家にかよひけるが、度毎に父母に用事ありやなしやと問て後出ゆき、師家にありても幾たびとなく師に告て母の病をかへりうかゞふ、されバ師も常に他の童幼をさとすに、仙次郎を見ならふべしといひけるとなり、成長するにしたがひ孝心いよく厚く、「(9オ)母を保護すること片時も心をゆるべず、その暇にハ父が業を助けて、暑寒をいとはず夜深るまで怠ることなく、看花遊山にもたえて出されバ、人これを憐ミ、その父に請て心のなぐさむかたにつれゆくこともありける、母をりく親里へゆくことあれば、仙次郎いつも従行き、これを看護ること家にあるに異ならず、祖母および姑につかふることもまた懇なり、仙次郎十五の年賞して五俵の米を給ふ、文政八年酉の七月なり、そのあくるとし母遂に身まかりて、父また後妻をむかへ」(9ウ)しが、仙次郎これにつかふること生母にひとしく、異母弟をあはれむことまた厚く、一家五口つねに親ミ和らぎぬ、再び賞して米三たわらを下されしハ、天保二年卯の十二月なり、

○同太歳町社人下野

下野ハ父を伊賀といふ、世々太歳社の祠官なり、下野少きより父母につかふることあつく、十九歳にして父にはなれしが、能くその職を承継ぎ、つねに神に祈りて禍を禳ひ、病をすくふの類人の乞ふを待す、乞ふもの「(10オ)あれば、殊に丹誠をこらし、もし速に験を得がたく思ふ時ハ、おのが心としてあるひハ三昼夜も祠に

こもり、また百度まゐりなどもなしける、されどかく勤ることを曾て口に出さざれば、人の知るもの稀なり、或年より母狂ハしき病ありけるに、下野よくうけ順ひ、衣食のはからひ、晨昏のつかへミな人のかたしとする所なり、久くして母膝に臥しければ、湯薬をす、め両便をきよむるなど、残る所なく心を尽し、また神事にてやむを得ず隔りし処へゆくことあれば、かならず母に問ひて」(10ウ)

《挿絵第三圖》(11オ)

出ゆき、事終れば風雨深夜をいはずいそぎ歸りて介保をあつくし、一夜も他に宿ることなし、されどそのかひなくて空くなりしかバ、死につかふること、在が如く誠を尽せるさま、人ミな感じあへり、天保三年辰の十月賞せられて銀二枚を賜ハりける、

○牧原左平次妻たみ

たみハ奴可郡西城町宗左衛門が女なり、舅姑につかへてよく婦の道を守りぬ、舅ハ鉄方の小吏にて左平次も同じ務をなせり、姑ハ生質執拗なるものにて、常々の「(11ウ)言に、すべて人につかふるものハ、何事によらず指揮をうけてはからふハよくつとむといふべからず、ミづからの心得をもてよきにはからふこそ、そのもの、はたらきなれといひける、かゝるものなれば左平次妻を娶りたりとも、この姑につかへを遂るものハあらじと人々いひあへりしが、たみこの家に來りてより早く姑の氣質をさと、誠を尽して事へければ、姑の心も和らぎ、三十余年のひさしき媳、姑のあハひなく、実の母子のごとく、姑も近隣の人に向ひて、たみが

つかへの「(12才) おのが心になんひしことを語りて悦びけるとなん、舅姑死して後、子正作に妻を迎えて家口も多くなりけれど、たみよく舅姑のいひ伝をまもり、家風を改めずして媳を導きしかば、家の内親しミ睦じく、人ミなこれを羨ミぬ、天保四年巳の九月銀百目を恵ミ給ふ、

○三原村伝十郎夫婦 ○戸河内村久右衛門

伝十郎ハ養母を孝養すること甚厚く、何事もその意にさかふことなく、妻のりつも同じさまにつかへければ、母が心のやすきこといふをまたず、酒ハ母が好むところ」(12ウ) なれば常にこれをそなへ、日々の衣食ハ殊にこゝろをくばりて進め、伝十郎出て帰るごとに、吾家に入るや否やまづ母が側にいたりてきげんを伺ひ、母或ハその親ざとに行きて止宿することあれば、おのれしはく「ゆきて安否をたづぬること、かつて怠ることなし、文化十三年代官より賞して夫婦に鳥目三貫文を与ふ、是より巻末まで並に代、この養母も夫助五郎と共によくその老母を養ふて、孝子の誉ありければ、その頃里正などもぐくに申出んことをはかりけるが、助五郎」(13才) 早く死してその行の顕れざりしに、いま伝十郎夫婦が孝をもて賞せられしハ、実に天の陽報にもあらんと、人々いひはやしけり、○久右衛門ハ久兵衛が子なり、父母早くうせ兄弟も皆人にゆきしが、姉のかちハ多病にて家に帰り居ける、久右衛門これを保養すること親につかふるにひとし、その病甚しくて藤に臥しぬる時ハ、昼夜かたはらにありて抑搔などしければ、耕作する暇

なく、貧しさ日々窮り、逋負もかさなりしかば、持る田地を尽くその償に当んと村役人にまかせけるが、(13ウ) 人々常にかれが行を感じぬけるにより、いと憐れにおもひて田地をも少しばかり与へて作らせ、其他さまざまにも贈りて助るもの多かりける、かれいまだ妻あらざれば娶ることをすゝむるものあれど、一人の姉をだに養ひかぬる身の、妻をむかへてはいかにして世を渡らんや、また他人入り来りてハ姉の心も安かるまじと、幾たびも同じことばに答へしとなり、かちハ我意つよき生質にて人と和らざれば、隣里のもの怒を含むこと多けれど、久右衛門が人となりにめで、咎めずしてやみぬること」(14才) 常なりとぞ、久右衛門父母在せし時孝養のきこえありしかど、その状詳ならざりしに、今姉につかふることの誠なるをもてその孝状も思ひやるべしと、村吏のまうし文に見えたり、文化十四年鳥目三貫文を賞賜せらる、時に久右衛門年五十二、姉ハ七十になりぬ、

○東酒屋村長右衛門 ○森山中村十蔵

○横谷村兵兵衛 ○上川立村庄右衛門

○上志和地村勘七

長右衛門ハうまれつき孝順にして、父母生存の日ハ(14ウ) 孝養を尽しその歎をいたせり、後に五人組頭となり懇に組内を導き、ともに年租をはげミ慎しミぬ、十蔵ハ生質篤実にして隣里に交ることあつし、兵兵衛等三人ハミなよく農業をつとめ、年の租をつしミける、文化年間おのく鳥目を与へて賞せらる、

○西野村保右衛門 ○同村助十郎

保右衛門八身の行正しく一家よく和らぎ、人と交るに誠をつくし、才幹もありければ、人ミな倚頼して何事も咨謀りぬ、年に豊歉ありといへどその田租をかぐこと(15才)なし、また村人の貧しくて租に艱むものをも、己がはからひにてその期におくれずみつがせける、村役人その善行を申出しカバ賞して与頭の格にす、めらる、文政元年のことなり、○助十郎ハもてる田地山陰にてことに悪く、世わたる資とするにたらず、備夫はたらきなどしてかすかに日々の煙をたて、常に墜粟などとり拾ひてその糧をたすける、されど年租を納るハいつも早く、一たびも通賦せしことなし、鳥目一貫五百文を与へて賞せらる、保右衛門と同じ年なり、(15ウ)

○青河村吉蔵 ○三原村権七 ○同村庄六

○同村伝兵衛 ○同村源太郎 ○同村徳兵衛

吉蔵ハ生質溫柔にして、農業をはげミ、年の租を慎ミ、人と交るにもまた信あるをもて、文政二年鳥目若干を与へらる、権七等ミな良民にて村のおきてを守り、相共に身の行をミがきければ、人ミな化せられて一村敦朴の風となり、殊に年租をおもんじ、縄俵までいと清らかにして、他の村のおよぶ所にあらざれば、文政四年各鳥目若干を与へて(16才)

〔挿絵第四図〕(16ウ)

賞せらる、庄六・伝兵衛・徳兵衛三人ハ同じ十二年にもまた賞蒙る、

○藤兼村武三郎同子喜兵衛

武三郎ハ生質溫柔にして一家殊に睦じ、はじめ家を継し時ハ、持る田地もわづかにていと貧しくありけるが、農業をはげミて家産をとり立、遂に田畑山林を買求めてや、ゆたかになりぬ、されどよく質素の風を守り上を敬ふこと甚厚く、その子喜兵衛も父におとらぬものにて、父子心を合せ、聊なりとも国恩を報ハばやと(17才)常にその事をのミはかりける、すべて郡中の貧民にハ、御仕向銀と名づけて官より銀を出し、その貧しきを救ひ給ふことあり、かれら其費の万分の一を助けん、或年そのよしを申出、官の許を得て己が多年貯置ける銀を奉りし、その志のいみじきを賞して武三郎に米十五俵与へて庄屋格に進め、喜兵衛をも与頭格になして、父子の奇特を旌ハさる、文政六年のことなり、

卷十六 終(17ウ)

〔補注〕

(1) 鈴木「続編孝義録料六十八」〔安田女子大学言語文化研究叢書一六所収〕参照。

(2) 鈴木「続編孝義録料六十九」〔安田女子大学言語文化研究叢書一六所収〕参照。

(3) 吉岡家本「三次町国郡志」孝子之事〔三次市史 IV 所収〕参照。

(4) もんの実家は桜屋といい、表彰当時の渡世向きは不如意であった。

吉岡家本「三次町国郡志」孝子之事（「三次市史」IV所収）参照。

〔付記〕 本稿は、「資料翻刻」『芸備孝義伝』三編（一）（安田女子大学『紀要』三七号）「同三編（二）」（安田女子大学院文学研究科『紀要』一四集）、「同三編（三）」（安田女子大学日本文学会『国語国文論集』四〇号）、「同三編（四）」（大学『紀要』三八号）、「同三編（五）」（文学研究科『紀要』一五集）、「同三編（六）」（『論集』四一号）、「同三編（七）」大学『紀要』三九号）、「同三編（八）」（文学研究科『紀要』一六集）、「同三編（九）」（『論集』四二号）、「同三編（十）」（大学『紀要』四〇号）、「同三編（十一）」（文学研究科『紀要』一七集）、「同三編（十二）」（『論集』四三号）、「及び」同三編（十三）」（大学『紀要』四一号）、「同三編（十四）」（文学研究科『紀要』一八集）、「同三編（十五）」（『論集』四四号）に続くものである。「書誌」及び「凡例」は（一）に譲る。

〔二〇一三・九・二六 受理〕